

# 令和8年度 第1回豊後大野市農業委員会総会議事録

## 【会議の概要】

- 1 日 時 令和8年4月15日(水)午後2時00分～午後3時40分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員(14名)、欠席委員(1名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	×	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等(6名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(3名)、農業振興課(1名)

- 4 議事録署名委員の指名 13番 志賀 義和 委員 14番 三代 忠佑

## 5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 報告第2号 農地所有適格法人の要件審査について

## 6 議 事

- (1) 議案第1号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について
- (4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第7号 現況証明(非農地証明)について
- (8) 議案第8号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- (10) 議案第10号 令和8年度農業委員会による最適化活動等の推進について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は 14 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程 1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。  
13 番委員、14 番委員

日程 3

報告事項

議 長 前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)  
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

4 番委員 番号 7 から 8 にかけての案件で、貸人はすでに亡くなっていて、土地の名義も娘さんになっているので、議案書の名前も娘さんに変えた方がいいのではないのでしょうか。

議 長 本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) あくまでも貸人名義での契約が継続されていた為、現所有が変わっていてもこのような表記をさせてもらっています。

議 長 他にございませんでしょうか。

2 番委員 番号 2 の案件について、貸人さん本人が耕作をするとのことですが、佐伯市から緒方に通うんですか？

議 長 本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) 貸人が本当に通って農業を行うかまでの確認はとれていません。ただし契約は双方の合意により書類が提出されたので解約となります。今後耕作をするかしないというのは別の問題として取り扱う必要があるかと思えます。

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

本件については特に意見がありませんので、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は「意見なし」として市に報告します。

**◆報告第 2 号 農地所有適格法人の要件審査について**

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

**日程 4**

**議事**

**◆議案第 1 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて**

議長 本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

**◆議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について**

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。

議案第 2 号につきましては、8 番委員が関係している案件であることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。

(8 番委員退席)

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について」

は「意見なし」として市に報告します

(8 番委員入室)

◆議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農  
用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について

本件について、提出者の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に  
関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積 等促進計画(配分替)(案)に  
ついて」は「意見なし」として市に報告します。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 11 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番と 3 番の案件を 9 番委員に、番号 4 番の案件  
を 13 番委員に、番号 5 番と番号 6 番の案件を 11 番委員に、番号 7 番と番号 9 号の案件  
を 8 番委員に、番号 10 番と番号 11 番の案件を 4 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

12 番委員  
9 番委員  
13 番委員  
11 番委員  
8 番委員  
4 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。

議案第 4 号の案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 4 号の案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報

告であります。  
これから採決します。議案第4号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

**◆議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について**

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番の案件を12番委員にお願いします。

12番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議長 地区審査会の報告が終わりました。  
議案第5号の案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第5号の案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。  
これから採決します。議案第5号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

**◆議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について**

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から6番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号1番と2番の案件を12番委員に、番号3番と4番の案件を2番委員に、5番の案件を11番委員に、番号6番の案件を4番委員にお願いします。

12番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
2番委員 審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

11 番委員  
4 番委員

議 長

地区審査会の報告が終わりました。  
議案第 6 号の案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第 6 号の案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。  
これから採決します。議案第 6 号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 7 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

(資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番から 8 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番と 2 番の案件を 12 番委員に、番号 3 番と 4 番の案件を 2 番委員に、番号 5 番と 6 番の案件を 13 番委員に、番号 7 番の案件を 11 番委員に、番号 8 番の案件を 4 番委員にお願いします。

12 番委員  
2 番委員  
13 番委員  
11 番委員  
4 番委員

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

議 長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 7 号の案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
議案第 7 号の案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。  
これから採決します。議案第 7 号の案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 7 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

**◆議案第 8 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について**

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 8 号の案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。  
地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。  
それでは、番号 1 番の案件を 12 番委員と 17 番委員に、番号 2 番の案件を 12 番委員と 19 番委員にお願いします。  
なお、迅速かつ適切に斡旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

**◆議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について**

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
これから採決します。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

**◆議案第 10 号 令和 8 年度農業委員会による最適化活動等の推進について**

本件について事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。  
これから採決します。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第10号 令和8年度農業委員会による最適化活動等の推進について」は、原案のとおり決定されました。

日程5  
その他

本件について、ご意見はございませんか。

13番委員 豊後大野市における家畜市場の状況の報告

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

これをもちまして、令和8年度第1回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。